

競技者等行動規範

(目 的)

第1条 この規範は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）に登録している競技者及びスタッフ（以下「競技者等」という。）の一人ひとりが本連盟を代表する競技者等であり、規律ある行動をとる責務を負っていることに鑑み、競技者等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、もって本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、スキー及びスノーボードの競技力の向上と普及・発展に寄与することを目的とする。

(行動規範)

第2条 競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、社会ルール（以下「法令等」という。）及び本連盟の規程を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。第三者に対し、法令等に違反する行為を指示又は強要しないこと。

(2) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(3) ハラスメントの禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むが、これらに限らない。）を行わないこと。

(4) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) 指定衣服の着用

本連盟又はその他の団体が開催する競技会、遠征、合宿、パーティー及びレセプション等の行事（以下「競技会等」という。）において、本連盟が指定衣服の着用を命じるときは、その衣服を着用すること。衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方法によること。

(6) ドーピング行為の禁止

ドーピング行為を一切行わないこと。健康上の理由によりやむを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め本連盟

にその旨を報告しなければならない。

- (7) 違法薬物の使用禁止
違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう。）を一切使用しないこと。
- (8) 喫煙及び飲酒の禁止
未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。
- (9) 礼儀礼節の保持
社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、本連盟を代表する競技者等としての自覚と責任をもって行動すること。
- (10) 名誉毀損行為等の禁止
本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (11) 秩序維持
本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。
- (12) 反社会的勢力の排除
反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと。
- (13) その他
競技者等のうち、日本代表選手又はその活動をサポートするスタッフに選ばれた者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を遵守すること。公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）や国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）の競技会等に参加する際には、本連盟の行動規範に加え、これらの定める規約等に従うこと。

（強化指定選手等の遵守事項）

第3条 強化指定選手又はその活動をサポートするスタッフであって、連盟がその旨を指定した者（以下「強化指定選手等」という。）は、前条に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 海外派遣時の服装
日本の代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を心がけること。
- (2) 過度の身体装飾の禁止
本連盟、JOC、IOCその他の団体が開催する競技会等に参加する際には、身だしなみを整えるものとし、過度の身体装飾（染髪、タトゥー、男子のピアス・アクセサリ等）は行わないこと。
- (3) 成年者の喫煙及び飲酒の禁止
成年者であっても競技会等に参加する際には、本連盟が許可した場合を除き、

喫煙及び飲酒を行わないこと。

(4) マスコミ出演・マスメディア取材

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌その他のメディア（以下「マスメディア」という。）に出演し、又はその取材を受ける場合には、事前に当該マスメディアから本連盟に対して依頼書を提出してもらうこと。同時に、強化指定選手等は本連盟にその旨の届出書を提出し、承認を得ること。

(5) ソーシャルメディア

ブログ、ツイッター、フェイスブックその他のソーシャルメディアを利用するときは、以下に定める行為をしないこと。

- ① 本連盟又は第三者に不利益、損害、迷惑を与える行為又はそのおそれがある行為
- ② 本人の承諾なく個人情報（写真を含む。）を掲載するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
- ③ 本連盟又は第三者を誹謗中傷する行為
- ④ 有害、わいせつ、暴力的な表現その他第三者が不快と感じるおそれのある表現による掲載

(6) スポーツマネージメント会社との契約

第三者とスポーツマネージメント契約を締結するときは、事前に本連盟に報告すること。すでに契約を締結している場合には、契約の相手方であるスポーツマネージメント会社の名称及び担当者の氏名を本連盟に直ちに通知すること。強化指定選手等は、スポーツマネージメント会社との契約条項よりも本連盟の規程を優先して遵守すること。

(7) 本連盟との良好なコミュニケーションの保持

本連盟が強化指定選手等と一体となって競技力の向上を目指していることに鑑み、強化指定選手等は、次の事項を本連盟に報告すること。

- ① 練習場所、活動場所
- ② 年間スケジュール
- ③ 指導者の氏名及び連絡先
- ④ 事故、怪我の発生及び経過状況等
- ⑤ その他本連盟が競争力向上のために必要と判断する事項

(報告義務)

第4条 競技者等は、自らこの規範に違反したとき又は他の競技者等がこの規範に違反していることを知ったときは、直ちに、本連盟に報告する。

(違反者の処分)

第5条 本連盟は、懲戒処分規程等に基づき、理事会の決議を経て違反者を公正かつ適正に処分する。

(改 廃)

第6条 この規範の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規範は、平成28年7月15日から施行する。